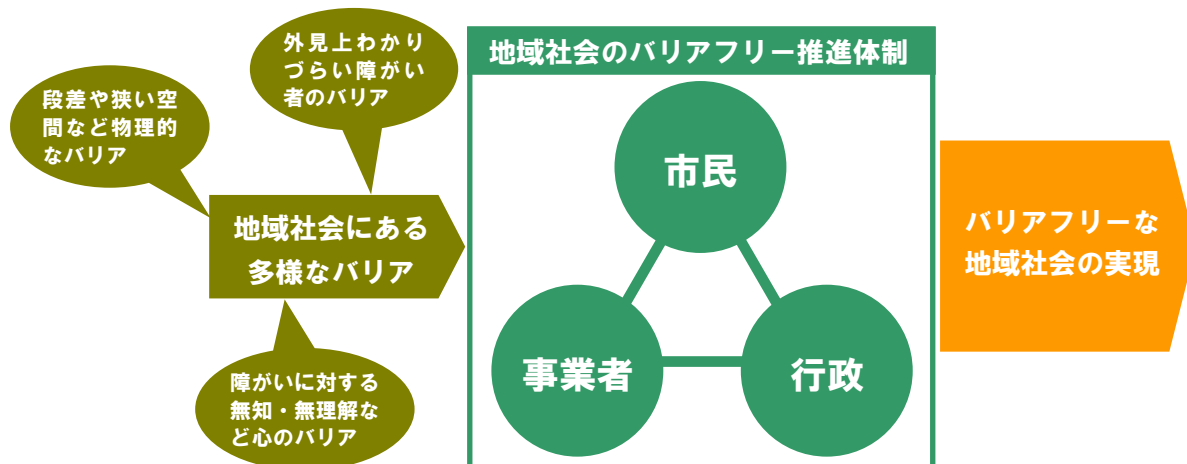


第8章 バリアフリー化の推進方策

滝川市における総合的なバリアフリーを実現するためには、行政（滝川市、道路管理者、公安委員会）、事業者（公共交通事業者、民間事業者）及び利用者である市民が以下に示すそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図りつつ推進していかなければなりません。

■バリアフリーな地域社会の実現（イメージ）



(1) 市民の役割

- 地域社会には外見上わかりづらい障がい（聴覚、内臓、精神等）など、多様な種類の障がいがある人がおり、多様な障壁を取り除く努力を地域社会全体で行う「心のバリアフリー」に配慮した行動に努めます。
- 日常的に、高齢者や障がい者等の移動等を手助けする等積極的に支援します。
- 不適切な駐輪、不法駐車等によるバリアフリーに対する阻害行為を行わないようにするなど、交通ルール、マナーを順守します。
- 積雪期には、流雪溝を利用して除排雪を行う、地先のつるつる路面に砂まきをするなど、冬期歩行空間確保に努めます。

(2) 事業者の役割

- 特定建築物の所有者、建物管理者等は、既存施設の適切な維持管理を行い、一定規模以上の増築、改築などの場合は適切にバリアフリー化を図るなど整備改善に努めます。
- 民間事業者は、利用者の意向を把握し、従業員教育を通して高齢者や障がい者等の移動や行動を積極的に支援します。
- 公共交通事業者等は、基本構想に位置づけられた特定事業計画を踏まえ、適切にバリアフリー化を図るとともに、ソフト面でも移動円滑化に繋がるサービスの向上を図ります。
- 積雪期には、流雪溝を利用するなど店舗や会社の周囲の除排雪を行い、つるつる路面に砂まきをするなど、冬期歩行空間対策に努めます。

(3) 行政の役割

- 高齢者や障がい者等の移動円滑化のために必要な情報を提供します。
- 移動円滑化等に対する市民の意見を把握し、必要に応じて事業や施策に活かします。
- 移動円滑化のための事業に対する支援措置、移動円滑化や心のバリアフリーに関する地域住民の理解を深めるための広報啓発活動等に努めます。
- 積雪期には、生活関連経路の歩道、横断歩道の除排雪を行うなど、冬期歩行空間対策を行います。
- 各種事業の実施にあたっては、高齢者や障がい者等をはじめとする利用者の意見を適切に反映するよう努めるとともに、各事業者や関係機関と十分な協議や調整を図り、一体的に効果的なバリアフリー整備を進めていきます。

(4) 進行管理

基本構想の策定後は特定事業計画を作成し、事業の実施・完了及び検証や継続的な施策内容の改善・向上に取り組むため、地域の特性を踏まえつつ利用者の声に耳を傾け、常により良い地域づくりを進めるための進行管理を行う体制を構築することが重要です。

基本構想の見直しには協議会による協議、特定事業計画作成後は市と関係機関との協議・調整や市民の参加協力を得ながら持続的に推進していくことが重要です。

■持続的な進行管理（イメージ）

